

## 平成30年度（29年分）から 医療費控除の申告の方法が変更となります。

- 1 従来の医療費控除又は、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）のどちらかを選択できるようになりました。 ※1
- 2 領収書の添付が不要となり、明細書を作成のうえご提出いただきます。 ※2

※1 セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）とは、薬局などで購入できる「特定一般用医薬品」購入額によって控除を計算するものです。スイッチOTCとも呼ばれていました。

※2 明細書の様式に指定はありません。調布市では様式を用意しておりません。市・都民税申告の際に、確定申告書用の明細書を提出いただくことも可能です。詳細は「医療費控除又はセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の対比」をご覧ください。

# 医療費控除又はセルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)の市・都民税申告方法手順

医療費控除又はセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)のどちらを市申告するか選択する。

従来の医療費控除

セルフメディケーション税制

申告者ご本人が「健康の保持増進及び疾病予防への一定の取組み」を行ったことが分かる書類を用意する。

医療費控除の明細書を作成する(従来の医療費控除の場合は、健康保険組合から交付を受けた医療費の通知でも可)。

市・都民税申告書の「医療費控除」の欄を記入(氏名、連絡先、押印、その他所得や控除があればそちらも記入する)し、郵送又は市へ直接ご提出下さい。※2/16~3/15の間は、2階で市・都民税の申告を受付けます。

# 医療費控除又はセルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)の対比

	従来の医療費控除	セルフメディケーション税制
申告者ご本人が「健康の保持増進及び疾病予防への一定の取組み」を行ったことが分かる書類	不要	必要
明細書の添付	必要	必要
明細書記入事項	①医療費の支払額②診察等を受けた者の氏名③診察等を行った病院・診療所の名称又は氏名④その他参考となる事項(保険金などで補てんされる金額等)	①医薬品の購入費②購入した医薬品の名称③医薬品を購入した薬局・ドラッグストア等の名称④その他参考となる事項(保険金などで補てんされる金額等)
明細書を健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等で代用	可能	不可
控除額の計算方法	(支払った医療費の額-保険金等で補てんされる額)-(10万円又は総所得金額等の5パーセントのいずれか少ない金額)	(実際に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額)-(保険金などで補てんされる金額)-1万2千円
控除限度額	200万円	8万8千円